

第 1 4 回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年7月22日（木） 午後 1 時30分
場所 角館町 大安閣

会議次第

1 . 開 会

2 . 会長あいさつ

3 . 会議録署名委員の指名について

4 . 議 題

- 協議案第 4 8 号 一部事務組合等の取扱いについて（その 1）
- 協議案第 4 9 号 町名・字名の取扱いについて
- 協議案第 5 0 号 保育事業の取扱いについて
- 協議案第 5 1 号 国民健康保険事業の取扱いについて（提案）
- 協議案第 5 2 号 保健衛生事業の取扱いについて（提案）
- 協議案第 5 3 号 その他の福祉事業の取扱いについて（提案）
- 協議案第 5 4 号 環境衛生事業の取扱いについて（提案）
- 協議案第 5 5 号 その他の事業の取扱いについて（提案）

その他

5 . 閉 会

合併協定項目

(その1)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第1回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第2回	H16. 6.16	第5回 臨時
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
8	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 6.16	第5回 臨時
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 6.16	第5回 臨時
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その2)	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 電算システム事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.30	第11回
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 納税関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 保健衛生事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回		
	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 保育事業の取扱いについて	H16. 6.25	第13回		

合併協定項目

(その2)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
	(協議細目) 生活保護事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) その他の福祉事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回		
	(協議細目) 環境衛生事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回		
	(協議細目) ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 環境対策事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 商工・観光関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 建設関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 上・下水道事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 学校教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 文化振興事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) コミュニティ活動の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 社会教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) その他の事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回		
	(協議細目) 地域交通対策関係事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
15	条例・規則等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
16	公共的団体等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
17	補助金・交付金等の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
18	使用料、手数料等の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
19	行政区の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
20	一部事務組合等の取扱いについて	H16. 6.25	第13回		
	(協議細目) 一部事務組合等の取扱いについて (その1)	H16. 6.25	第13回		
21	町名・字名の取扱いについて	H16. 6.25	第13回		
22	国民健康保険事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回		

協議案第 48 号

一部事務組合等の取扱いについて（その 1）

一部事務組合等の取扱いについて（その 1）、次のとおり提案する。

協議事項	一部事務組合等の取扱い(その1)	関係項目
調整の内容	<p>1. 3町村が現在加入している一部事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>2. 事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。</p>	

	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
一部事務組合加入状況	大曲仙北広域市町村圏組合 (構成団体名) 大曲市、神岡町、西仙北町、角館町、六郷町、中仙町、田沢湖町、協和町、太田町、仙北町、千畑町、南外村、西木村、仙南村 (共同処理の事業内容) 広域圏計画策定、消防、斎場、職員共同研修、更生園、救急センター、交流センター、介護保険、へい獣保冷施設	左記に同じ	左記に同じ	合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
	秋田県市町村総合事務組合 (共同処理の事業内容) 職員退職手当、消防団員等の災害補償・退職報奨金・賞じゅつ金、非常勤職員等の災害補償、学校医等の災害補償、交通災害共済等	左記に同じ	左記に同じ	合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
	秋田県市町村会館管理組合	左記に同じ	左記に同じ	合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。
事務委託状況	「田沢湖町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」	「角館町と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」	「西木村と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約」	合併の日の前日をもって委託を廃し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。

協議案第 49 号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

調整事項	町名・字名の取扱い	関連項目	
調整の内容	町、字の名称及び区域の取扱いについては、現行を基本として調整する。ただし、これにより難しい場合は、変更を行うものとする。		

現		況		調整方針
田沢湖町	角館町	西木村		
大字数 11	町名数 21 大字数 11	大字数 8		住民の意向を尊重し、協議会で調整のうえ決定する。
玉川 田沢 生保内 刺巻 潟 小松 角館東前郷 岡崎 神代 梅沢 卒田	細越町 山根町 表町上丁 表町下丁 裏町 東勝楽丁 川原町 歩行町 小人町 横町 上新町 岩瀬町 下新町 下岩瀬町 中町 下中町 七日町 西勝楽町 田町上丁 田町下丁 竹原町	岩瀬 山谷川崎 川原 小勝田 西長野 雲然 下延 八割 白岩 藪田 白岩広久内	上桧木内 下桧木内 西明寺 小山田 門屋 上荒井 小淵野 西荒井	
あざすう 字数 314	あざすう 字数 280	あざすう 字数 159		

協議案第50号

保育事業の取扱いについて【協定項目23-12】

保育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	保育事業
調整の内容	1 保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 保育内容は合併時現行どおりとし、合併後に再編する。 3 保育料については、国の基準を原則に新市において定める。 へき地保育所の保育料については、合併後段階的に調整していく。		

事務事業名	現況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
保育所	保育所数及び定員 ・生保内保育所 定員 90名 ・神代保育所 定員 100名 ・先達へき地保育所 定員 50名 ・向生保内へき地保育所 定員 30名 認可保育所 2施設 へき地保育所 2施設 定員合計 270名	保育所数及び定員 ・角館保育園 定員 190名 ・白岩小百合保育園 定員 60名 ・西保育園 定員 60名 ・中川保育園 定員 45名 ・下延保育所(へき地) 定員 30名 認可保育所 4施設 へき地保育所 1施設 定員合計 385名	保育所及び定員 ・ひのきない保育園 定員 50名 ・かみひのきない保育園(へき地) 定員 15名 認可保育所 1施設 へき地保育所 1施設 定員合計 65名 西木村社会福祉協議会に事業を委託している	保育所は現行のとおり新市に引き継ぐ。
保育内容	保育時間 ・認可保育所 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~17:00 ・へき地保育所 平日 7:30~17:15 土曜日 7:30~12:00	保育時間 ・認可保育所 平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~17:00 ・へき地保育所 平日 8:30~16:30	保育時間 ・認可保育所 平日・土曜日 7:30~18:30 ・へき地保育所 平日 7:30~18:00 土曜日 7:30~17:00	保育内容は合併時現行どおりとし、合併後に再編する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
	<p>一時保育 未実施</p> <p>延長保育 未実施</p> <p>障害児保育 生保内保育所、神代保育所で受け入れ 費用は通常保育料のみ</p> <p>乳児保育 生保内保育所、神代保育所 満6ヶ月から受け入れ</p> <p>給食 生保内保育所、神代保育所で調理 3歳未満児・完全給食 3歳以上児・主食持参</p>	<p>一時保育 未実施</p> <p>延長保育 角館保育園 時間(月～金曜日) 7:30～19:00 費用なし</p> <p>障害児保育 角館保育園、白岩小百合保育園、 西保育園、中川保育園で受け入れ 費用は通常保育料のみ</p> <p>乳児保育 角館保育園、白岩小百合保育園 満6ヶ月から受け入れ</p> <p>給食 角館保育園、白岩小百合保育園、 西保育園、中川保育園で調理 日清医療食品(株)東北支店へ委託 3歳未満児・完全給食 3歳以上児・主食持参</p>	<p>一時保育 ひのきない保育園で実施 利用料 3歳以上 1000円 3歳未満 2000円</p> <p>延長保育 ひのきない保育園 時間(月～土曜日) 7:30～19:00 費用なし</p> <p>障害児保育 ひのきない保育園、かみひのきない 保育園で受け入れ 費用は通常保育料のみ</p> <p>乳児保育 ひのきない保育園 生後9週から受け入れ</p> <p>給食 ひのきない保育園で調理 社会福祉協議会へ委託 3歳未満児・完全給食 3歳以上児・主食持参</p> <p>かみひのきない保育園 学校給食センターで調理 3歳以上児・主食持参</p>	

事務事業名		田 沢 湖 町				角 館 町			西 木 村				調整方針
認可保育所 保 育 料 徴収基準表 (月額)	区分	定 義	3 歳 未 満	3歳児	4 歳 以 上	定 義	3 歳 未 満	3 歳 以 上	定義	3 歳 未 満	3歳児	4 歳 以 上	保育料については、国の 基準を原則に新市にお いて定める
	第1階層	A生活保護世帯	0	0	0	生活保護世帯	0	0	A生活保護世帯	0	0	0	
	第2階層	B町民税 非課税世帯	6,300	4,200	4,200	町民税 非課税世帯	4,500	3,000	B村民税 非課税世帯	6,300	4,200	4,200	
	第3階層	C1町民税 均等割のみ 課税世帯	9,900	7,800	7,800	町民税 課税世帯	9,700	8,200	C1村民税 均等割のみ 課税世帯	9,900	7,800	7,800	
		C2町民税 所得割 課税世帯	13,600	11,500	11,500				C2村民税 所得割 課税世帯	13,600	11,500	11,500	
	第4階層	D1所得税額 32,000円未満	17,300	15,200	15,200	所得税額 64,000円未満	15,000	13,500	D1所得税額 32,000円未満	17,300	15,200	15,200	
		D2所得税額 32,000円以上 64,000円未満	21,000	18,900	18,900				D2所得税額 32,000円以上 64,000円未満	21,000	18,900	18,900	
	第5階層	D3所得税額 64,000円以上 112,000円未満	26,000	21,000	18,900	所得税額 64,000円以上 160,000円未満	24,000	20,700	D3所得税額 64,000円以上 112,000円未満	26,000	23,900	23,900	
		D4所得税額 112,000円以上 160,000円未満	31,100	23,100	18,900				D4所得税額 112,000円以上 160,000円未満	31,100	29,000	29,000	
	第6階層	D5所得税額 160,000円以上 284,000円未満	36,900	23,100	18,900	所得税額 160,000円以上 408,000円未満	37,000	23,200	D5所得税額 160,000円以上 284,000円未満	36,900	32,700	30,500	
D6所得税額 284,000円以上 408,000円未満		42,700	23,100	18,900	D6所得税額 284,000円以上 408,000円未満				42,700	36,400	32,100		
第7階層	D7所得税額 408,000円以上	55,800	23,100	18,900	所得税額 408,000円以上	42,000	30,800	D7所得税額 408,000円以上	56,000	36,400	32,100		
へき地保育所保育料 (月額)の現況		3歳児以上 3,500円				3歳児以上 6,000円			3歳児以上 3,500円				へき地保育所の保育料 については、合併後段階 的に調整していく。

協議案第51号

国民健康保険事業の取扱いについて（提案）

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>1 保険給付事業については、3町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 保健事業については、3町村の事業の現状を踏まえ、3町村で相違のあるものは合併時までに再編するものとし、3町村で相違のないものは、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p>	

現 況			調整内容
田沢湖町	角館町	西木村	
保険給付事業 療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 100,000円 保健事業 医療費通知 優良家庭表彰事業 適正受診のための啓発指導事業 健康相談・健康教室 検診・人間ドッグ助成事業 国保財政調整基金 平成15年度末現在高 161,607千円 国民健康保険運営協議会 委員数 9名 委員報酬 @5,800円	保険給付事業 療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 100,000円 保健事業 医療費通知 優良家庭表彰事業 適正受診のための啓発指導事業 健康相談・健康教室 検診・人間ドッグ助成事業 国保財政調整基金 平成15年度末現在高 135,000千円 国民健康保険運営協議会 委員数 9名 委員報酬 @5,000円	保険給付事業 療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 100,000円 保健事業 医療費通知 優良家庭表彰事業 適正受診のための啓発指導事業 健康相談・健康教室 検診・人間ドッグ助成事業 国保財政調整基金 平成15年度末現在高 82,940千円 国民健康保険運営協議会 委員数 6名 委員報酬 @5,200円(委員長) @4,800円(その他の委員)	<p>保険給付事業については現行のとおり存続する。</p> <p>保健事業については原則として現行のとおり存続する。</p> <p>国保財政調整基金については各町村の基金を持ち寄るものとする。 金額は、保険給付費(H13～H15平均)の16%以上とする。</p> <p>国民健康保険運営協議会については、委員数は田沢湖町、角館町の例により、報酬については非常勤特別職の委員報酬による。</p>

現 況			調整内容
田沢湖町	角館町	西木村	
<p>国保連合会共同処理作業 資格異動、診療報酬明細・給付記録事務過誤調整、再診依頼、被保険者台帳作成、高額医療費申請書作成、退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成、月報・年報の作成、国庫補助金申請基礎資料の作成、保健事業関係資料の作成、国保税計算・調整交付金資料作成。</p> <p>国民健康保険事業直営診療所（2カ所） 診療所の運営 診療所手数料</p>	<p>国保連合会共同処理作業 資格異動、診療報酬明細・給付記録事務過誤調整、再診依頼、被保険者台帳作成、高額医療費申請書作成、退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成、月報・年報の作成、国庫補助金申請基礎資料の作成、国保事業状況資料の作成、保健事業関係資料の作成。</p>	<p>国保連合会共同処理作業 資格異動、診療報酬明細・給付記録事務過誤調整、再診依頼、被保険者台帳作成、高額医療費申請書作成、退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成、月報・年報の作成、国庫補助金申請基礎資料の作成、国保事業状況資料の作成、保健事業関係資料の作成。</p>	<p>国保連合会委託事務については現行どおり存続とする。</p> <p>診療所については現行のとおり存続する。</p>

協議案第52号

保健衛生事業の取扱いについて【協定項目23-8】（提案）

保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	保健衛生事業
調整の内容	保健衛生事業については、住民の疾病予防及び健康増進を図るよう調整に努める。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	田沢湖町	角館町	西木村	
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦相談 ・母子手帳交付 ・妊婦検診受診費補助 ・妊婦家庭訪問 ・乳幼児相談 ・乳幼児家庭訪問 ・乳児健診 ・1歳6ヶ月児・3歳児健診 ・2歳児・2歳6ヶ月児歯科健診 ・離乳食教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦相談 ・母子手帳交付 ・妊婦検診受診費補助 ・妊婦家庭訪問 ・乳幼児相談 ・乳幼児家庭訪問 ・乳児健診 ・1歳6ヶ月児・3歳児健診 ・2歳6ヶ月児歯科健診 ・離乳食教室 ・虫歯予防教室 ・幼児教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦相談 ・母子手帳交付 ・妊婦検診受診費補助 ・妊婦家庭訪問 ・乳幼児相談 ・乳幼児家庭訪問 ・乳児健診 ・1歳6ヶ月児・3歳児健診 ・2歳児健診・4歳児歯科健診 ・離乳食教室 ・虫歯予防教室 ・幼児教室 	<p>各町村相違のないものについては現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併時までに再編する。</p> <p>乳幼児家庭訪問については、対象者等の相違点を調整して合併後に再編する。</p>
老人保健等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康手帳の交付 ・個別健康教育 ・集団健康教育 ・健康相談 ・基本健康診査 ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・前立腺がん検診 ・卵巣腫瘍検診 ・口腔検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康手帳の交付 ・個別健康教育 ・集団健康教育 ・健康相談 ・基本健康診査 ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・前立腺がん検診 ・肺がん検診 ・卵巣腫瘍検診 ・肝炎検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康手帳の交付 ・個別健康教育 ・集団健康教育 ・健康相談 ・基本健康診査 ・胃がん検診 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・大腸がん検診 ・前立腺がん検診 ・卵巣腫瘍検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎検診 	<p>各町村相違のないものについては現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併までに再編する。</p> <p>健康手帳の交付は、手帳様式等の相違点を調整して合併時に統合する。</p> <p>健康相談については、田沢湖町の例により合併までに調整する。</p> <p>肺がん検診については、角館町の例により合併までに調整する。</p>

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	田沢湖町	角館町	西木村	
	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練 ・訪問指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練 ・訪問指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練 ・訪問指導 	<p>口腔検診については、他の事業により実施できるため、合併時に廃止する。</p>
予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> ・結核検診 ・結核予防接種 ・ポリオ ・三種混合 ・風疹 ・麻疹 ・日本脳炎 ・二種混合 ・インフルエンザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・結核検診 ・結核予防接種 ・ポリオ ・三種混合 ・風疹 ・麻疹 ・日本脳炎 ・二種混合 ・インフルエンザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・結核検診 ・結核予防接種 ・ポリオ ・三種混合 ・風疹 ・麻疹 ・日本脳炎 ・二種混合 ・インフルエンザ 	<p>各町村独自の事業等相違点があるものについては、実施内容等を調整して合併までに再編する。</p> <p>三種混合の実施方法(集団・個別)については、合併までに調整する。</p> <p>風疹の実施方法は、田沢湖町の例により合併までに調整する。</p> <p>二種混合の実施方法については、個別接種とするよう合併までに調整する。</p> <p>インフルエンザの自己負担については、田沢湖町・角館町の例により合併までに調整する。</p>
健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり事業 ・健康づくり推進協議会 ・食生活改善推進協議会 ・健康21計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり事業 ・健康づくり推進協議会 ・食生活改善推進協議会 ・健康21計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり事業 ・健康づくり推進協議会 ・食生活改善推進協議会 ・健康21計画 	<p>健康づくり事業については、合併後に再編する。</p> <p>健康づくり推進協議会については、合併時に再編して新市において設置する。</p> <p>食生活改善推進協議会については、合併後に再編して新市において会員を公募する。</p> <p>健康21計画については、合併後に再編して新市において計画を見直す。</p>

協議案第53号

その他の福祉事業の取扱いについて【協定項目23-14】（提案）

その他の福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	その他の福祉事業
調整の内容	<p>その他の福祉事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。</p> <p>(2) 各町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。</p> <p>合併までに調整するもの 合併時に再編するもの</p>		

事務事業名	現況			具体的な調整方法
	田沢湖町	角館町	西木村	
地域福祉計画	未策定	未策定	未策定	現在ある個別計画を見直し、また、新市の振興計画との整合性を図りながら、新市において策定する。
行旅人関係	<p>法の規定により、行旅病人に対しては医療機関の受診を行わせ、診療に係る経費を負担し、行旅死亡人に対しては慣習による火葬埋葬を行う。</p> <p>行旅病人、行旅死亡人以外の行旅人に対し、必要に応じ福祉課から旅費 500 円を支給する。</p>	<p>法の規定により、行旅病人に対しては医療機関の受診を行わせ、診療に係る経費を負担し、行旅死亡人に対しては慣習による火葬埋葬を行う。</p> <p>行旅病人、行旅死亡人以外の行旅人に対し、必要に応じ社会福祉協議会から交通費 320 円、食事代 500 円を支給する。</p>	<p>法の規定により、行旅病人に対しては医療機関の受診を行わせ、診療に係る経費を負担し、行旅死亡人に対しては慣習による火葬埋葬を行う。</p> <p>行旅病人、行旅死亡人以外の行旅人に対しては、金額についての規定はない。</p>	<p>行旅病人及び行旅死亡人については現行のとおりとする。</p> <p>それ以外の行旅人の扱いについては合併時に再編する。</p>
戦没者追悼式	<p>・町で実施。</p> <p>・8月上旬 町民会館にて献花。 遺族約 100 人、来賓約 25 人、当局職員約 10 人。全員に名簿配付。 遺族に仏用菓子、赤飯、酒(1 合瓶) 来賓に仏用菓子、赤飯</p>	<p>・角館町遺族会に委託し、角館町遺族会が主催して、町が共催で実施。</p> <p>・毎年8月上旬に角館広域交流センターにおいて行う。 無宗教 献花方式 遺族約 100 人・来賓約 20 人・職員約 10 人。 遺族全員と来賓に・タオル(約 130 人分)。</p>	<p>・村で実施。</p> <p>・8月上旬にクリオンにおいて行う。 遺族約 45 人、来賓約 25 人、職員約 10 人(社会福祉協議会職員含む)。 遺族と来賓にろうそく。</p>	<p>合併時に再編する。</p> <p>実施会場を一ヶ所として新市が主催する。</p>

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
DV 法関係	ポスター掲示等の周知を行い、相談があった場合には関係機関との連携をはかり対処する。	秋田県女性相談所から女性相談所法律相談会の実施日を町民にお知らせする。(町広報等) 相談があった場合には関係機関との連携をはかり対処する。	ポスター掲示等の周知を行い、相談があった場合には関係機関との連携をはかり対処する。	現行のとおり新市に引き継ぐ
民生委員推薦会	・民生委員法に規定されている 14 名の委員で構成。 ・任期は 3 年。	・民生委員法に規定されている 14 名の委員で構成。 ・任期は 3 年。	・民生委員法に規定されている 7 名の委員で構成。 ・任期は 3 年。	田沢湖町、角館町の例により新市に引き継ぐ。
福祉医療	・乳幼児(未就学児)、母子父子家庭の児童、身障手帳 4～6 級所持の 65 歳以上の高齢身障者、療育手帳(A)、身障手帳 1～3 級所持の重度心身障害(児)者に対して福祉医療費受給者証を交付し、医療費を助成。	・乳幼児(未就学児)、母子父子家庭の児童、身障手帳 4～6 級所持の 65 歳以上の高齢身障者、療育手帳(A)、身障手帳 1～3 級所持の重度心身障害(児)者に対して福祉医療費受給者証を交付し、医療費を助成。	・乳幼児(未就学児)、母子父子家庭の児童、身障手帳 4～6 級所持の 65 歳以上の高齢身障者、療育手帳(A)、身障手帳 1～3 級所持の重度心身障害(児)者に対して福祉医療費受給者証を交付し、医療費を助成。 ・乳幼児(未就学児)に対しては、県の要綱に定める所得制限を無くし、医療費を無料としている。	現行のとおり新市に引き継ぐ。 乳幼児(未就学児)の扱いについては、西木村の例による。

協議案第54号

環境衛生事業の取扱いについて【協定項目23-15】（提案）

環境衛生事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	環境衛生事業
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・直営の火葬場、公営墓地は現行のまま新市に引き継ぐ。 ・環境衛生事業については、住民が清潔な環境で生活できるよう調整に努める。 		

事務事業名	現況			具体的な調整方法
	田沢湖町	角館町	西木村	
斎場・火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 生保内字武蔵野 76 番地 ・運営主体 田沢湖町 ・火葬炉 1 炉 ・使用料 15 歳以上 16,900 円、15 歳未満 10,400 円、死胎児 3,900 円、上・下肢 3,900 円、改葬 3,900 円。 死亡した者が、町民又は施設入所等でやむを得ず町外に住所を移したと認められる者は無料。 	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 岩瀬字鳥木沢 133 番地 ・運営主体 大曲仙北広域市町村圏組合 ・火葬炉 2 炉 ・使用料 西仙北町を除く仙北郡内の市町村の場合、15 歳以上 13,000 円、15 歳未満 8,000 円、死胎児 3,000 円、改葬 3,000 円。 上記以外の市町村、15 歳以上 16,900 円、15 歳未満 10,400 円、死胎児 3,900 円、改葬 3,900 円。 	斎場、火葬場なし。	田沢湖町の火葬場は現行のまま新市に引き継ぐ。 使用料については合併までに調整する。
墓地	<ul style="list-style-type: none"> 柏山墓地公園 ・田沢湖町生保内字柏山 39 番地 1 ・区画面積 第 1 種 5m × 4m 第 2 種 4m × 3m 第 3 種 4m × 2m 第 4 種 3m × 2m 第 5 種 2m × 2m ・永代使用料、管理手数料(年額) 第 1 種 350,000 円 7,210 円 第 2 種 200,000 円 3,910 円 第 3 種 130,000 円 2,570 円 第 4 種 81,000 円 1,750 円 第 5 種 46,000 円 1,230 円 	<ul style="list-style-type: none"> 角館町外ノ山霊園 ・角館町岩瀬字鳥木沢 146 ・永代使用料、管理費 大(6 m²) 300,000 円 5,000 円 小(4 m²) 200,000 円 3,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> 門屋墓地公園 ・西木村門屋字入江 97 番地の 6 ・区画面積 2m × 3m ・永代使用料 1 区画 104,000 円 ・管理手数料 1 区画年額 1,000 円 	公営墓地は現行のまま新市に引き継ぐ。 永代使用料、管理手数料についても現行のまま新市に引き継ぐ。

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
墓地工作物の届出・許可	[埋葬場所の工作施設の基準] 碑石及びこれに類するもの の 高さは、地面から 3m 以内 盛土設備の高さは、地面から 0.6m 以内 柵類の高さは、地面から 1m 以内 植栽する樹木は主として、かん木 性樹木とし高さ 2m 以内に整形できる 樹種とする。ただし、きょう木性樹種 であっても、常に整枝され隣地又は 通路に支障を及ぼさない程度のもの はこの限りでない。	[碑石又は形像類の基準] 墓碑及びこれに類するものの高 さは 2.5m 以内 基礎及びさく類の高さは 1m 以内 植栽樹は常に高さ 2m 以内に整形 できる樹種を選び隣地又は通路に何 らかの支障を及ぼさないものであるこ と。	[埋葬場所の工作施設の基準] 碑石の高さは、地面から 3m 以内。 盛土設備の高さは、地面から 0.6m 以内 柵類の高さは、地面から 1m 以内。	埋葬場所の工作施設の基準は田 沢湖町の例により調整する。
衛生害虫駆除	水害等による家屋の浸水が起きた 場合、それを原因とする病害虫の発 生を防ぐため職員が消毒を行う。	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
動物愛護事業(狂 犬病予防他)	[犬の登録、予防注射の実施] ・登録数 990 頭 ・狂犬病予防注射 697 頭	[犬の登録、予防注射の実施] ・登録数 748 頭 ・狂犬病予防注射 530 頭	[犬の登録、予防注射の実施] ・登録数 459 頭 ・狂犬病予防注射 354 頭	現行のとおり新市に引き継ぐ。
犬猫等死骸収集 業務	担当職員が町道や町所有の公共 施設内で犬や猫等の死骸を回収。 ・処分方法 北浦環境センターに搬入し火葬処 理する。 ・事業費 角館町外 3カ町村公衆衛生施設負 担金に含まれる。	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議案第 5 5 号

その他事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 2 9】（提案）

その他事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	その他の事業
調整の内容	<p>1 行政改革大綱などの各種計画については、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 その他事業については、従来からの経緯や実情を考慮しつつ、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの。</p> <p>(2) 合併時まで調整するもの。</p> <p>(3) 新市において調整するもの。</p>		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
競争入札の指名参加願ひ及び資格審査	入札資格審査 2年に1回実施。実施年度の1月から3か月受付。中間年に追加受付を行う 建設業者の格付け 3等級に格付	入札資格審査 2年に1回実施。実施年度の1月から3か月受付。中間年に追加受付を行う 建設業者の格付け 3等級に格付	入札資格審査 2年に1回実施。実施年度の1月から3か月受付。中間年に追加受付を行う 建設業者の格付け 3等級に格付	現行のとおり新市に引き継ぐ。
入札及び入札の公表	田沢湖町入札制度実施規程 ・等級格付け ・指名基準 ・指名審査会 ・指名停止 ・入札結果等の公表 田沢湖町指名審査会 会長 助役 委員 収入役、総務課長、企画振興課長、税務課長、専門検査員、担当課長 ・指名業者の選定等について審議するため、指名審査会を置く。 ・指名審査会対象要件 一 指名業者(設計金額130万円未満の工事を除く。)の選定 二 その他入札及び工事の執行について必要と認める事項	角館町入札制度実施要綱 ・等級格付け ・指名の基準 ・指名審査会 ・指名停止 ・入札結果等の公表 角館町指名審査会 会長 助役 委員 収入役、総務主幹、民生主幹、産業主幹、建設主幹、教育次長 ・指名業者の選定等について審議するため、指名審査会を置く。 ・指名審査会対象要件 一 指名業者の選定(請負対象額130万円未満の工事を除く。) 二 その他入札及び工事の執行について必要と認める事項	西木村建設工事入札制度実施規程 ・等級格付け ・指名の基準 ・指名審査会 ・指名停止 ・入札結果等の公表 西木村指名審査会 会長 助役 委員 収入役、総務課長、税務住民課長、建設課長、産業課長、環境課長、専門検査員、主管課長 ・指名業者の指名等について審議するため建設業指名審査会を置く。 ・指名審査会対象要件 一 指名競争入札に参加させる者の選定 二 その他村工事の執行につき必要と認める事項	合併時まで調整する。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
入札及び入札の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・公表 ・公共工事の入札及び契約適正化法案件 ・町工事の入札が終了したときは、入札業者名、予定価格（消費税相当額を含む）、入札金額、落札業者名及び落札金額を公表するものとする。 （指名停止基準） ・正当な理由がなく所定の完成期日までに工事を完成しなかったとき ・町工事の施工成績及び施工管理が不良で指摘されたとき ・請負業者の責に帰する理由により工事現場等において第三者及び工事関係者に死傷者を出す等重大な事故を発生させたとき ・その他建設業者として不適當であると認められるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表 ・公共工事の入札及び契約適正化法案件 ・町工事の入札が終了したときは、当該入札日から1箇月間入札指名業者名、入札経緯及び最終入札結果について公表するものとする。 <p>角館町建設工事入札参加者指名停止基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過失による粗雑工事 ・契約違反 ・公衆損害事故 ・工事関係者事故 ・贈賄 ・不正又は不誠実な行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表 ・公共工事の入札及び契約適正化法案件 ・指名競争入札に付する村工事すべてについて、入札予定価格を現場説明要項に明記し、公表する。 <p>西木村建設工事入札参加者指名停止基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過失による粗雑工事 ・契約違反 ・公衆損害事故 ・工事関係者事故 ・贈賄 ・不正又は不誠実な行為 	合併時まで調整する。
行政改革大綱、行政評価	田沢湖町行政改革大綱 計画期間H12～H16年度 行政評価 計画なし	角館町行政改革大綱 計画期間H8～H12年度 行政評価 計画なし	西木村行政改革大綱 計画期間H8～H13年度 行政評価 計画なし	新市において新計画を策定する。
認可地縁団体	認可地縁団体 8団体 久保町内会、下生田部落会、黒倉部落会、先達町内会、神代中央通部落会、抱返り部落会、鎌川、田子ノ木町内会	認可地縁団体 なし	認可地縁団体 7団体 小滝部落会、堀之内部落会、山崎部落会、後川落合集落会、吉田集落会、中里集落会、三共集落会	現行のとおり新市に引き継ぐ。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
社会活動災害補償保険	全国町村会総合賠償補償保険に加入 町が損害保険に加入 ・各種地域の活動、ボランティア活動者の賠償責任 ・本人又は参加者の傷害事故 H15年度決算額 995千円 H16年度予算額 1,034千円	全国町村会総合賠償補償保険に加入 町が損害保険に加入 ・各種地域の活動、ボランティア活動者の賠償責任 ・本人又は参加者の傷害事故 H15年度決算額 980千円 H16年度予算額 1,002千円	全国町村会総合賠償補償保険に加入 村が損害保険に加入 ・各種地域の活動、ボランティア活動者の賠償責任 ・本人又は参加者の傷害事故 H15年度決算額 463千円 H16年度予算額 482千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
情報公開制度	田沢湖町情報公開条例 実施機関 ・町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区管理会 政治倫理の確立のための田沢湖町長の資産等の公開に関する条例 資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書	角館町情報公開条例 実施機関 ・町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者又は公営企業管理者の権限を行使する町長 町長の資産等の公開に関する条例 資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書	西木村情報公開条例 実施機関 ・村長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 政治倫理の確立のための西木村長の資産等の公開に関する条例 資産等報告書、所得等報告書、関連会社等報告書	合併時まで調整する。
総合計画	第3次田沢湖町総合発展計画 基本構想 基本計画 H11～H20年度 実施計画 毎年度向こう3ヵ年	角館町総合振興計画 基本構想 基本計画 H13～H17年度 実施計画 毎年度向こう3ヵ年	西木村新総合発展計画・後期計画 基本構想 基本計画 H12～H16年度 実施計画 毎年度向こう3ヵ年	新市において新たに計画を策定する。
男女共同参画計画	なし	角館町男女共同参画計画 計画期間 H16～H20年度	なし	新市において新たな計画を策定する
住民参加型まちづくり	まちづくりに資する人材育成のため、町民の研修視察に対する経費の一部を助成 H15年度決算額 0千円 H16年度予算額 1,000千円	まちづくりに資する人材育成のため、中学生の他市町村生徒との交流事業に対する経費の一部を補助 H15年度決算額 500千円 H16年度予算額 500千円	西木村国内外研修補助金 村の活性化と人材育成に資するため、村民の研修視察に対し経費の一部を助成する。 H15年度決算額 2,233千円 H16年度予算額 5,000千円	新市において調整する。